

新聞を初め生活必需品に消費税の軽減税率の導入を求める意見書

国においては、景気回復に向けて積極的政策を展開中であるが、今後、国民の所得が順調にふえるかは明らかではない。

新聞は世界の動きから日本、そして地域の動きまで、人々の息遣いを伝えることができ、広範なニュースや情報を正確に報道し、多様な意見・論評を広く住民・読者に提供することにより、民主主義社会の健全な発展と国民生活の向上に大きく寄与している。

ヨーロッパ各国を中心に、海外では、低所得者層ほど重くなる負担感を緩和する仕組みとして、新聞を初め、食料品や水、医薬品などの生活必需品に対して軽減税率を適用し、消費者負担を軽くしている。軽減税率を生活必需品に適用することは、日々の生活の安定に直結することであり、消費者として税の負担軽減を実感しやすいというメリットがある。また、社会的・経済的弱者に経済的負担がふえると、格差が拡大し、社会的不安を招くおそれがある。

言うまでもなく、民主主義の主役は地域住民であり、その地域住民が正しい判断を下すには、政治・経済・社会など、さまざまな分野の情報を手軽に入手できる環境が重要である。そのためにも、「知識には課税せず」という認識がヨーロッパ各国でほぼ共通している。

加えて、近年、いわゆる文字離れ、活字離れによってリテラシー（読み書き能力）の低下が懸念されている。地域住民、ひいては国民のリテラシーが低下していくことは、国や行政の文化政策の観点からも好ましいことではない。

よって、国においては、新聞を初め生活必需品に消費税の軽減税率を導入するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月17日

沼 津 市 議 会